

保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百五十三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第四号、第五号、第五号の二、第七号及び第八号並びに第二条第六号及び第十五号並びに保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第四百九十六号）別表第二の規定に基づき、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号）の一部を次の表のように改正し、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月二日）から適用する。

令和六年十一月二十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>十一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三條第二項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四條第二項第四号に規定する患者申出療養の申出に係る書類等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の申出書には、次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>イ (削る)</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ 患者がロ及びハの書類の確認を行ったことを証する書類</p> <p>(3) (2)ロの意見書には、臨床研究中核病院の開設者及び(2)ハの説明を行った保険医の氏名を記載すること。</p>	<p>十一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三條第二項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四條第二項第四号に規定する患者申出療養の申出に係る書類等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の申出書には、次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>イ 被保険者証の写し</p> <p>ロ、ニ (略)</p> <p>ホ 患者がハ及びニの書類の確認を行ったことを証する書類</p> <p>(3) (2)ハの意見書には、臨床研究中核病院の開設者及び(2)ニの説明を行った保険医の氏名を記載すること。</p>